

空 → 倉

問の合わせて対応

機密性2

輸出貨物の放射線検査について

H23.3.18

製造産業局

中国国家品質監督検査検疫総局は、15日夜、福島第1原発の事故を受け、各地方の検疫当局に対し、空港や港から放射性物質が流入していないかどうか測定するよう求める通知を出したと発表したとの報道があります。また、こうした動きが各国に広がる可能性も否定できません。

輸出貨物・コンテナの放射線検査については、現在、(社)日本海事検定協会が依頼に基づき実施しております。同協会の担当者が輸出入貨物の保管場所に出向き、携帯用放射線測定機器を用いて検査を行うもので、個別貨物単位、コンテナ単位いずれでも対応可能とのこと。全国の43事業所で検査が可能であり、必要であれば、最寄りの事業所に連絡をしてください。

(社)日本海事検定協会

<http://www.nkkk.or.jp/>

以上

省内限り・参考

- (社)日本海事検査協会以外では、以下の施設等で貨物の放射線検査を行っています。
- 横浜港南本牧ターミナル
21年3月からコンテナゲートに放射線検知施設を整備し、輸出入コンテナの検査を試行的に実施中。国土交通省・財務省・外務省の共同プロジェクトで、23年度一杯で終了予定。
 - 日中商品検査株式会社(JCIC)、CICC ジャパン
中国、インドネシアからの認定を受けて、両国向けのリサイクル原料貨物の放射線検査を実施。
- また、鉄のリサイクル業者においては、鉄スクラップの放射線について国内規制もあることから、通常は、輸送車両と積載貨物を一体として放射線の測定を行う装置を保有していることが多いようです。鉄のリサイクル業者は、全国に約2000社あり、場合によっては、これらの業者に依頼することにより放射線測定ができるかもしれません。